

名古屋大学医学部学友会会則

最終改正 令和7年7月5日

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親善、心身修練、学風の顕揚を図り、あわせて学友の共栄を期すことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、名古屋大学医学部学友会と称する。

(会の設置位置)

第3条 本会は、名古屋大学鶴舞キャンパス内に本部を置き、地方に支部を置く。

(会員)

第4条 本会は、次の者をもって会員とする。

- 一 名古屋大学医学部、その前身校及び名古屋大学附属医学専門部（以下「医学専門部」という。）の卒業生並びに名古屋大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）の修了生
- 二 名古屋大学医学部及び医学系研究科の在学学生
- 三 名古屋大学医学部及び医学系研究科の教員及び教員であった者、名古屋大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の教員、教員であった者、医員（研修医を含む。以下同じ。）及び医員であった者並びに前身校及び医学専門部の教員であった者
- 四 その他前各号に準ずる者

(会員の種類)

第5条 本会の会員を分けて次の4種とする。

- 一 学内会員 名古屋大学医学部及び医学系研究科の教員並びに附属病院の教員及び医員
- 二 学生会員 名古屋大学医学部の在学学生（以下「学生」という。）及び医学系研究科の在学学生（以下「大学院学生」という。）
- 三 名誉会員 本会評議会にて推薦された者
- 四 学外会員 前各号以外の会員

(役員の名称及び数)

第6条 本会は、会務を処理するため、次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 顧 問 若干名
- 四 部 長 庶務部、会計部及び時報部 各1名
- 五 理 事 庶務部、会計部 各1名、時報部 若干名
- 六 学生理事 若干名
- 七 評 議 員 若干名

八 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、次のとおりとする。

- 一 会 長 名古屋大学医学部長を推薦する。
- 二 副 会 長 附属病院長、名古屋支部長を推薦する。
- 三 顧 問 評議会で推薦し、会長が嘱託する。
- 四 部 長 評議会で推薦し、会長が嘱託する。
- 五 理 事 当該部長の推薦によって会長が嘱託する。
- 六 学生理事 学生会員中から推薦された者を会長が委嘱する。
- 七 評 議 員 学内会員中から推薦した者、名古屋支部から推薦した者及びその他の支部から推薦した者それぞれ若干名として会長が委嘱する。
- 八 監 事 会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 会 長 本会を総理し代表する。
- 二 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、代理する。
- 三 部 長 当該部の事務を管理執行する。
- 四 理 事 各部に属し、部長を補佐して当該部の事務をつかさどる。
- 五 学生理事 理事に準じ、主として学生部会の事務をつかさどる。
- 六 評 議 員 会員を代表し、評議会に列して諸般の会務を審議する。ただし、ときにより会務の一部を担当処理する義務があるものとする。
- 七 監 事 本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年（時報部長は1年）とし、すべて年度の初めに改選又は嘱託する。ただし、任期が満了しても後任者が選任されるまでは、その職務に従うものとする。

(評議会)

第10条 本会に関する重要事項を審議するために評議会を置く。

(評議会の組織)

第11条 評議会は、評議員をもって組織する。

(評議会の種類及び招集並びに審議事項、議長の選出)

第12条 評議会は定期会、選考会及び臨時会の3種とし、会長が招集する。定期会は、毎年度初めから4か月以内に開会して、会務報告、前年度の決算、当該年度の予算、基本金積立金の管理及び利殖に関する事項、その他重要な会務について審議する。選考会は隔年ごとに（時報部長については、毎年とする。）定期会と同時に行い、部長を推薦する。臨時会は会長が必要であると認めた場合、又は評議員10名以上の同意によって請求があった場合に開会する。

2 会長が評議会を招集しようとするときは、日時、場所及び開会の目的を記して、少なくとも開会の日の3日前に各評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 評議会は、議事に先立って正副議長各1名を選出し、議事の進行にあたらせる。
(評議会の成立及び議決)

第13条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 評議員が職務の都合上評議会に出席できない場合、委任状の提出をもって出席したものとみなす。

3 評議会の議事は、別段の定めがあるほかは、前項に規定する委任状を提出した者を除く出席した評議員(以下単に「出席者」という。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 評議員は、3名以上の同意を得て、評議会に議案を提出することができる。ただし、緊急議案は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ議題にすることができない。

5 評議会で議決した事項は、会長が執行する。

(会務及び事業)

第14条 本会は、その目的を遂行するために次の各部を置いて会務を処理執行する。

各部の事務分担及びその細則は、次のとおりとする。

一 庶務部

- (1) 本会の会議及び議案議事の整理に関する事項
- (2) 各部及び各支部との連絡統制に関する事項
- (3) 役員の選任委嘱に関する事項
- (4) 会員名簿作成に関する事項
- (5) 会員の異動、就職等に関する調査事項
- (6) 会員の表彰に関する事項
- (7) その他他部に属しない一般会務に関する事項

二 会計部

- (1) 入会金、会費の徴収及び寄附に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 基本金積立金の管理及び利殖に関する事項
- (4) 現金及び物品の出納保管に関する事項
- (5) その他一般会計及び特別会計に関する事項

三 時報部

- (1) 名大医学部学友時報(以下「時報」という。)を毎月編集発行し、会員への配布に関する事項
- (2) 時報の編集に当たっては、本会の目的を効果的にするための事項を掲載するものとし、配布に際し、会費(購読料含む。)未納の会員には、原則として配布しないものとする。

(3) 記事に関する規則は、部長が定めて、会長の承認を得るものとする。

四 学友大会

(1) 学友大会（以下「大会」という。）は、毎年 1 回秋期に開催して評議会における決議事項を報告し、併せて懇談会を主宰する。

(2) 大会は、委員長 1 名、委員若干名を置いて、この会務の処理事項にあたらせる。

(3) 大会の経費は、別途会計として、本会の予算による補助金、大会会費及び寄附金をもって支弁するものとする。

(4) 委員長及び委員は、大会の会務、会計に関する全責任を負い、回ごとに整理完了して後任者に引継ぎをし、決して累を次回に及ぼさないものとする。

(5) 大会の会務、会計に関する報告は、時報をもって告知するものとする。

(6) 次回大会の委員長及び委員は、当年度の委員長が推薦するものとする。

2 本会は、評議会の決議によって随時事業を行うことができる。

（入会金、会費の額及び納付の要領）

第 15 条 本会に入会し、会員になろうとする者は、入会と同時に入会金として 1,000 円を納付しなければならない。

2 本会の会員は、会費を次のとおり納入しなければならない。

一 1 か年会費として 7,000 円を毎年納付するものとする。ただし、医員は、年額 5,000 円、学生及び大学院学生は、年額 1,000 円とする。

二 名誉会員は、会費を納入するには及ばない。

三 学生及び大学院学生は、入学の際に入会金及び卒業・修了年度までの当該年間分会費全額を前納するものとする。

四 評議会で承認する事情のある会員については、会費の納入を免除することができる。

五 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返付しないものとする。

（一般会計、特別会計及びその分類）

第 16 条 本会の会計は、一般会計と特別会計に分ける。

2 一般会計は、経常費を、特別会計は、本会に関係がある別途経理を、それぞれ処理する。

（会計年度）

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まって翌年 3 月 31 日をもって終る。

（金銭の保管管理）

第 18 条 一般会計経常費に充てる金銭は、評議会の承認した郵便官署又は銀行に、できる限り預金するものとし、会計部長が保管を監督する。

2 特別会計の金銭についても、前項に準ずるものとする。ただし、特別会計について、別に、その管理機構において人事、決議機関を置いた場合は、これらの決議に基づくものとするが、評議会に報告しなければならない。

（基本金積立金及びこの保管管理並びに支出できる場合）

第 19 条 本会は、前年度の剰余金を時宜によって、その全部又は一部を、評議会の決議を経て積み立てることができる。これを基本金積立金という。

2 基本金積立金は、評議会の承認を得た郵便官署又は銀行に預金するものとし、会計部長が保管を監督する。

3 基本金積立金は、原則として、支出することができない。ただし、特別の事情があるときは、評議会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たうえで、会長の承認を経て支出することができる。

(予算及び決算並びにその款、項目)

第 20 条 予算は、収入と支出とに大別し、さらに款、項目に区分する。決算もまた同じとする。

2 経常費は、入会金、会費、広告料（時報に掲載分のみ）、雑収入（預貯金利子等）、寄附金及び前年度繰越金を収入の款とし、これらをもって支弁するものとする。

3 経常費の支出の款は、庶務費、会費徴収経費、時報発行費、総会費、活動補助費、予備費に区分する。

(予算の編成)

第 21 条 予算は、毎年度初めに、各部において編成し、会計部長が取りまとめて、各部長と協議したうえで予算案を作成して、評議会の承認を得るものとする。ただし、大会費は、その補助費と接待費のみを予算に計上するものとする。

(予算の流用)

第 22 条 各部費において、予算の流用をしようとするときは、会計部長を経て会長の決裁を受けるものとする。

(予算成立前における支出)

第 23 条 予算成立前にやむを得ない支出を要するときは、会長が責任支出をすることができる。ただし、この場合は、定期評議会に報告して承認を求めなければならない。

(決算)

第 24 条 決算は、毎年度末に行い、財産表とともに評議会に提出して承認を求めるものとする。

2 監事は、評議会において会計監査結果を報告する。

(経費の出納)

第 25 条 各部の経費は、当該部長から会計部長に請求書を出し、会長の決裁を経て支出を求めるものとする。

(物品の購入及び保管)

第 26 条 各部において物品の購入又は修繕をしようとするときは、所定の請求書に記入して会計部に回付しなければならない。会計部は、この要求があったときは、所定の決裁簿に記載し、会長の決裁を受けて処理するものとする。

2 各部に属する物品は、物品会計簿に記載して当該部長が管理する。

3 各部の物品会計は、会計部長が監督する。

- 4 各部の物品で不要に帰した物は、会計部長に回付するものとし、この物品を売却又は棄却しようとするときは、会長の決裁を受けるものとする。

(帳簿及び証拠書類の整備、保存)

第 27 条 会計部は、金銭及び預金の会計簿（一般会計経常費及び特別会計とも）、物品台帳、各部所属の物品会計簿を備えて、収入、支出並びに品名、員数、購入価格、売却代及び棄却、消耗、その他必要な事項を記入し、常にこれらの状況を明確にするとともに証拠書類を整備、保存するものとする。

(役員交代時の会務の引継ぎ)

第 28 条 役員が交代するときは、その管理に属する帳簿、金銭、物品を整理し、会計部長立合のうえで、その引継ぎをし、会長の承認を受けなければならない。

(支部の組織及びその運営)

第 29 条 支部は、本会の目的を体して母校の向上発展、会員の和親共栄を図ることを目的とする。

- 2 各地方の会員は、本会支部を組織するものとする。
- 3 支部は、その規則を制定して会長の承認を経るものとする。
- 4 支部は、支部長 1 名、支部理事若干名、本会評議員若干名を置く。
- 5 前項の支部長、支部理事及び評議員は、支部において推薦した者を会長が囑託し、その任期は、本会役員に準ずる。
- 6 支部理事は、当該支部の行事及び動静を毎年 4 月、10 月のほか支部総会を開催した場合に、その報告を本会庶務部長にするものとする。本会は、これらを時報に掲載する。評議員は、本会評議会に出席するとともに、本部との連絡を保持するものとする。
- 7 支部の行為で本会の目的に違反したと認めたときは、会長が評議会に諮って、その解散を命ずることがある。

(雑則)

第 30 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第 31 条 本会則は、評議会出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

- 2 本会則は、昭和 27 年 5 月 17 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 3 本会則は、昭和 34 年 4 月 25 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 4 本会則は、昭和 38 年 5 月 18 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 5 本会則は、昭和 42 年 4 月 22 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 6 本会則は、昭和 43 年 5 月 4 日の評議会の決議により、会則変更委員会を構成し、その承認によって大部分を改正し、即日施行する。

- 7 本会則は、昭和 50 年 6 月 14 日の評議会において一部改正し、昭和 51 年度から施行する。
- 8 本会則は、昭和 51 年 6 月 12 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 9 本会則は、昭和 55 年 7 月 26 日の評議会において一部改正し、昭和 56 年度から施行する。
- 10 本会則は、昭和 58 年 8 月 6 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 11 本会則は、平成元年 7 月 15 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 12 本会則は、平成 3 年 7 月 6 日の評議会において一部改正し、平成 4 年度から施行する。
- 13 本会則は、平成 7 年 7 月 8 日の評議会において一部改正し、即日施行する。
- 14 本会則は、平成 10 年 7 月 4 日の評議会において一部改正し、平成 11 年度から施行する。
- 15 本会則は、平成 17 年 7 月 2 日の評議会において一部改正し、承認によって平成 17 年度から施行する。
- 16 本会則は、令和 7 年 7 月 5 日の評議会において一部改正し、即日施行する。